

(答申書)

山形大学における「環境配慮促進法」対応への提言
～「自然と人間の共生」の具現化へ向けて～

平成17年12月

環境情報提供ワーキンググループ（仮称）

目 次

1	はじめに	1
	1) ワーキンググループ設立の経緯	
	2) WGの目的	
	3) WGの活動	
2	環境配慮促進法について	2
	1) 法の趣旨	
	2) 大学の社会的責任（USR）	
	3) 「環境報告書」を巡る動向	
3	答申①「山形大学環境宣言」	5
	1) 環境配慮の方針制定の必要性	
	2) 他大学の状況	
	3) 「山形大学環境宣言」（案）	
4	答申② 環境報告書の記載事項	8
	1) 各種ガイドラインについて	
	2) 本学の独自性	
5	答申③ 体制の構築	11
	1) 環境マネジメントの体制について	
	2) 他大学、企業等の状況	
	3) EMS体制（案）	
6	答申④ 各部局の独自性について	15
7	終わりに	16
	【今後のスケジュール案】	17
	【環境関係用語解説】	18
	(別紙)	
	資料1	
	「環境情報の促進による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（環境配慮促進法） （平成17年4月1日施行）	
	資料2	
	「環境情報の促進による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」の施行について（通知） 文部科学省大臣官房政策課長（17文科政第17号：平成17年5月25日）	
	資料3	
	「環境配慮促進法対策セミナー」 中央青山監査法人（平成17年4月27日） 「SCSセミナー：大学教職員のための環境報告書セミナー」 新日本監査法人（平成17年6月2日～7月14日）	
	資料4	
	他大学環境方針等	
	資料5	
	中期目標・中期計画・年度計画に見る「環境配慮促進法」との関連事項	
	資料6	
	各部局の取組・事例等	

1 はじめに

1) ワーキンググループ設立の経緯

平成17年4月1日「環境情報の促進による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(環境配慮促進法)が施行され、特定事業者として全国61の国立大学法人等が指定された。^{資1)}この法律は、環境情報を通じて、事業活動における環境保全への適切な配慮を促進しようとするものである。文部科学省も、平成17年5月25日付けで「環境情報の促進による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の施行について」^{資2)}を通知した。本ワーキンググループ(以下「WG」)は、山形大学における、環境配慮促進法への対応方針ならびに方法を検討するために設置された。

2) WGの目的

WGの目的は、学長諮問に基づき、環境配慮促進法への本学の対応方法の指針を策定することにある。社会への説明責任を果たし、外部評価にたえる報告書と、その作成体制を確立することは、本学理念「自然と人間の共生」に照らしても最も重要な課題である。

3) WGの活動

WGは、平成17年10月31日の学長諮問以降、下記のとおり審議を積み重ねた。また、部局等の意見を聴取するとともに、構成員への周知、啓蒙を図り、審議に先駆けて、委員による情報収集(セミナー^{資3)}出席等)をも実施した。

記

第1回会議 平成17年10月31日(月) 13:30～14:40

※審議日程, 答申案骨子審議

第2回会議 平成17年11月21日(月) 15:00～16:00

※部局等意見整理, 答申原案審議

平成17年11月22日(火) 15:30～16:30

※WG委員長, 副委員長による答申書案策定

持ち回り審議 平成17年11月25日～12月2日

※答申書案審議

答申書決定 平成17年12月2日(金)

文章中の、資○)は別添の資料○, 語○)は答申書末の【環境関係用語解説】の参照番号を示す。

2 環境配慮促進法について

環境配慮促進法は、環境報告書を作成することを義務事項とするが、その狙いは、大学に環境配慮の観点に立った教育・研究活動を促すことにある。環境報告書は、社会に向けた大学のメッセージであって、大学の社会的責任：USRが形となって示されたものでなければならない。大学ステークホルダー^{註1)}は、大学に研究・教育と同時に環境に配慮した活動をも求めているのである。環境報告書はステークホルダーとのコミュニケーションツールであって、環境配慮に資する成果の公開は、本学のブランドイメージを高めるとともに、その持続可能性を向上する重要な機会でもある。

1) 法の趣旨

環境配慮促進法第1条（目的）

「この法律は、環境を保全しつつ健全な経済の発展を図る上で事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われることが重要であることに鑑み、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。」

第2条（定義）

「環境報告書とは、いかなる名称であるかを問わず、特定事業者、その他の事業者が一の事業年度又は営業年度におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況（その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む。）を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。」

法律の目的及び環境報告書の定義によれば、特定事業者には、「環境への負荷^{註2)}を数値により明示した環境報告書」の年度毎の作成、公表が求められているが、環境省のパンフレットによると、さらに、「環境配慮促進法は、環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備や一定の公的法人（特定事業者）に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等について規定しています。これらの措置によって、国民や事業者が投資や商品購入を行う際に、事業者の環境への配慮の状況を考慮するように促し、事業者の自主的な環境配慮の取組を促進することをねらいとしています。」として、この法律の狙いが述べられている。下線部の事業者を大学と読めば、「入学希望、研究助成、求人を介して、大学が自主的に環境配慮に取り組むよう促す。」と読み替えることができ、ステークホルダーである国民や自治体、企業は、大学に対し、本務である教育、研究とともに、事業活動による環境負荷を低減することを求めているのである。

2) 大学の社会的責任 (USR)

一般企業においては、CSR: Corporate Social Responsibility「企業の社会的責任」と言う概念の導入が進んでいる。「企業の社会的責任」とは顧客・株主・従業員に加えて、取引先・地域住民・求職者・投資家・金融機関・政府など、企業と何らかの利害関係を有する、所謂「ステークホルダー」との関係をこれまで以上に大切にし、具体的で実効性のある配慮行動をとることを言う。現代企業に求められる社会的な責任は、従来の経済的あるいは法的な企業責任を大きく超えたものとなっている。企業の長期的な安定性や成長の可能性をCSRによって評価し、企業に新たな強みを与える鍵としてCSRを積極的に活用しようとする動きもある。特に欧州では「CSR=企業の競争力」という位置付けが一般化しつつあり、大企業を中心にCSRへの自主的な取組も盛んである。

このような状況にあつて、教育や研究といった公的なサービスを提供する学校法人も、民間企業以上にその社会的責任が求められている。大学においてはUSR: University Social Responsibilityとして、大学ステークホルダー（学生・入学希望者・保護者・教職員・寄付者・卒業生・企業・他大学・NPO・マスコミ・一般市民・自治体・国等）と大学とのコミュニケーションが大学のブランド力強化（ブランディング）に重要と考えられる。

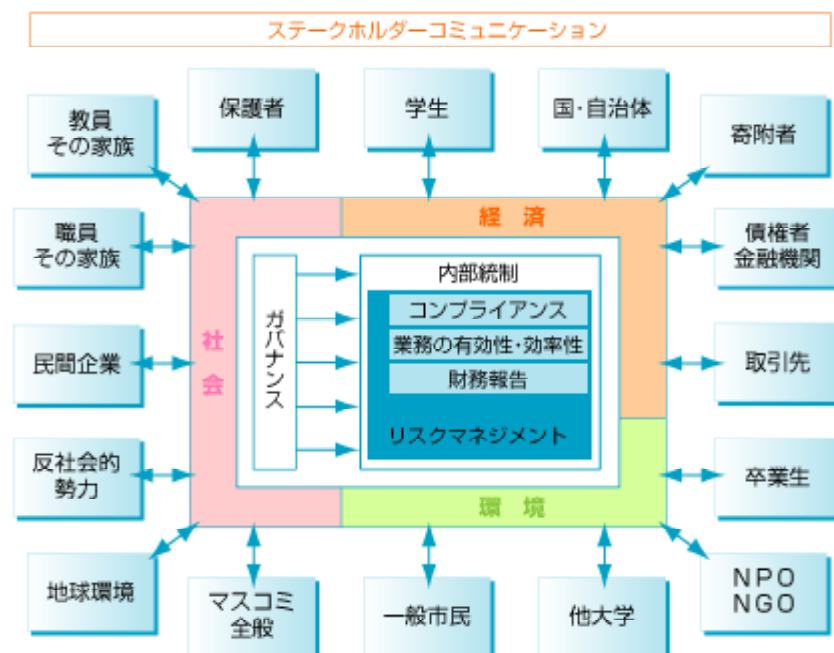
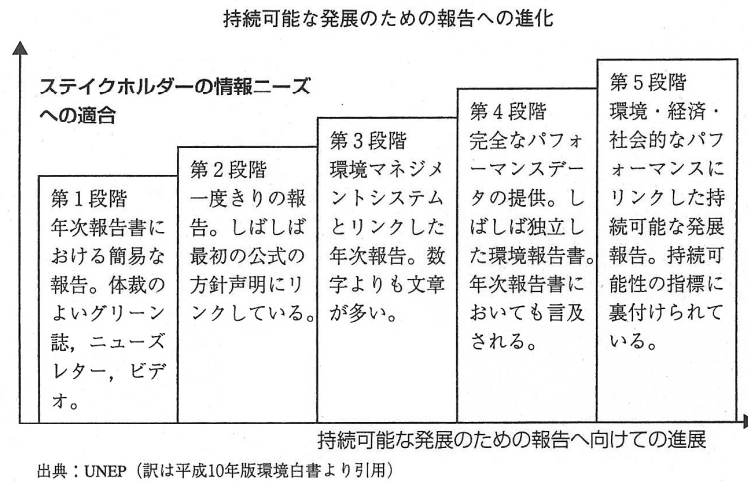


図1 USRの概念図

(新日本監査法人 HP より <http://www.siai.co.jp/school/index.html>)

3) 「環境報告書」を巡る動向

環境報告書は、一般企業に法的な義務付けはないが、CSRに立ったステークホルダーとのコミュニケーションツールとして、大企業を中心に自主的に作成されている。企業価値を高める手段として、環境配慮のみならず、財務情報やネガティブ情報^{語3)}なども記載したCSR報告書やサステナビリティ（持続可能性）^{語4)}報告書へと発展している。



環境報告書の進展段階モデル改訂版

グローバルな優先順位とステークホルダーのニーズへの対応		第5段階 持続可能性報告 (Sustainability Reporting)		
第3段階 1990年代後半の入門レベル 年次報告が環境マネジメントシステムと連携しているが、回表よりも文字が多い。	第4段階 環境報告書の到達水準 4.1 量 (Quantity) 年ベースでの完全なパフォーマンスデータ (TR) の提供 方針と監査プロセスと連携した明確な目標	4.2 質 (Quality) 目標に対する重要な影響とパフォーマンスの明確な報告 企業活動と主要な環境問題および地球レベルでの優先事項との連携	4.3 比較可能性 (Comparability) 外部検証 (地球規模で)認められた基準による報告 詳細な財務情報 部門指標とベンチマークの最初の利用と討議 印刷物とオンラインタイムでの情報提供	第5段階 持続可能性報告 (Sustainability Reporting) 企業 トリプルボトムラインレスポンスビリティ 環境・財務・社会報告の完全で標準化された到達水準 地球および地域に対するインパクトの真実かつ公正な見解 地球レベルの活動基準による世界中での報告 責任をもった陳情活動
	1990年代後半の入門レベル 年次報告が環境マネジメントシステムと連携しているが、回表よりも文字が多い。	4.1 量 (Quantity) 年ベースでの完全なパフォーマンスデータ (TR) の提供 方針と監査プロセスと連携した明確な目標 企業およびサードパーティ 投資、営業コスト、節約額に関する情報	4.2 質 (Quality) 目標に対する重要な影響とパフォーマンスの明確な報告 企業活動と主要な環境問題および地球レベルでの優先事項との連携 第三者の検証 財務的な準備金 オンラインもしくはアイスクによる情報提供	4.3 比較可能性 (Comparability) 外部検証 (地球規模で)認められた基準による報告 詳細な財務情報 部門指標とベンチマークの最初の利用と討議 印刷物とオンラインタイムでの情報提供
ステークホルダーとの「一方向」コミュニケーション (例：返信用書や市場調査)	ステークホルダーとの「双方向」(消極的)コミュニケーション (例：返信用書や市場調査)	ステークホルダーとの「多方向」(積極的)対話 (例：円卓会議、討議)	すべての国でのステークホルダーとの「多方向」(積極的)対話 (例：円卓会議、討議)	市場 トリプルボトムラインサステナビリティ トリプルボトムラインに関するより大きな企業情報開示の圧力 情報ニーズの明確化 すべての投資および購入の意思決定における開示情報の利用 良好な履行者には褒賞、不良な履行者にはペナルティ 株主、消費者、市民としての権利とニーズの間のバランス

出典：UNEP/SustainAbility(1996)（訳は顧分克彦著「環境会計」(p.133-p.134)より引用）

時間・努力

図2 環境報告書の進展モデル

一方、雑誌、新聞等により大学が格付けされる昨今の状況にあって、企業の環境報告書ランキング^{語5)}を作成し公表しているホームページ等も現れていることから、環境配慮促進法施行により全国61大学法人が一斉に環境報告書を公表すれば、大学環境報告書ランキングが公表されることは必定である。法律施行を本学USR取組の絶好の契機と捉え、環境報告書公表を本学のブランディング活動の新たな第一歩としなければならない。

3 答申①「山形大学環境宣言」

環境配慮基本方針の制定と公表は、本学の環境配慮への取組を方向付けるものであり、これをステークホルダーへ誓約するものである。

1) 環境配慮の方針制定の必要性

環境配慮方針の制定は、大学の活動全般を環境配慮という視点で方向付けるものである。各種のガイドライン^{註6)}においても、環境報告書記載事項に、事業活動における環境配慮方針を記載することが求められ、企業、他大学を問わず、既に報告された環境報告書には、環境基本方針（名称は異なる場合もある）が記載されている。環境基本方針は、基本理念と基本方針（行動指針）に分けて記載するのが一般的である。基本理念は、環境への配慮や持続可能な発展に対する事業者の姿勢を示すものであり、基本方針（行動指針）は、基本理念を実現するための行動原則である。

2) 他大学の状況

環境問題が注目される社会状況に因應するため、大学の社会的責任等（USR）の視点に立って環境基本方針を制定する大学が、ここ数年増加している。^{註4)}また環境ISO（ISO14000シリーズ）認証^{註7)}を取得している大学においては、環境基本方針の制定が必須であり、公表もされている。

3) 「山形大学環境宣言」（案）

環境報告書は社会へ向けた報告であり、ステークホルダーとのコミュニケーションツールである。「環境報告書ガイドライン」は、環境報告書の機能として「事業者と社会とのプレッジ・アンド・レビュー（誓約と評価）による環境活動推進機能」を挙げている。環境基本方針の制定は、学内取組の方向付けであるが、それを公表することにより、ステークホルダーへの誓約（コミットメント）とすることが望まれる。そのため、本学の環境配慮への取組の原点として学内外に広く「宣言」することを提案する。

-----検討原案-----

基本理念

山形大学は、地球環境の保全・人類全体の幸福・国際社会の平和的持続的発展に貢献するために、自然と人間の共生・充実した人間教育・社会との連携重視を、21世紀の基本理念として掲げています。

とりわけ、「自然と人間の共生」を最重要課題の一つと位置付け、大学活動の全てにおいて環境に配慮する視点を取り入れるとともに、教育研究機関の社会的使命として、環境保全に関する教育研究を推進し、その成果を地域社会へ還元していくことにより、持続的発展が可能な循環型社会の形成に貢献することを宣言します。

基本方針

1. 環境保全活動を促進するために、関連する教育研究の充実・推進を図り、それらの成果を公表する。
2. 学内外における大学活動の全てにおいて、環境に対する負荷の軽減に努め、環境改善を推進する。
3. 環境保全及び環境改善を効率的に推進するために、大学としての環境マネジメント体制の継続的改善・充実を図り、その成果を公表する。
4. 地域社会における環境保全活動との積極的な連携を図り、その成果の共有・公表を通じて環境保全を持続していく社会の構築に貢献する。
5. 学内外における大学活動の全てにおいて、環境に関わる国内外の法規、規制、提言等を遵守する。

「山形大学環境宣言」

山形大学は、次に掲げる基本理念と基本方針に則り、持続的発展が可能な循環型社会の形成に貢献することを宣言します。

基本理念

山形大学は、地球環境の保全、人類全体の幸福ならびに国際社会の平和的・持続的発展に寄与するために、自然と人間の共生・充実した人間教育・社会との連携重視を、21世紀の基本理念として掲げています。

とりわけ、「自然と人間の共生」を最重要課題として位置付け、大学活動の全てにおいて環境に配慮する視点を取り入れるとともに、教育・研究機関の社会的使命として、環境保全に関する教育と研究を推進し、その成果を社会へ公表・還元していきます。

基本方針

1. 環境保全活動を促進するために、関連する教育と研究の充実を図ります。
2. 大学活動の全てにおいて、環境に対する負荷の軽減を図り、地球環境の汚染と破壊の予防に努めます。
3. 環境保全及び環境改善を効率的に推進するために、山形大学環境マネジメント体制の継続的改善を推進します。
4. 環境保全を持続していく社会の構築に貢献するために、地域社会との積極的な連携を図ります。
5. 大学活動の全てにおいて、環境に関わる国内外の法規、規制及び提言等を遵守します。

この宣言は、学内全ての学生・生徒・児童・園児・教職員・関連企業職員に周知徹底すると共に文書及びインターネット等を通じて、広く社会に開示します。

平成 年 月 日
 国立大学法人山形大学長

仙道富士郎

循環型社会^{語8)}

環境保全^{語9)}

環境改善^{語10)}

環境マネジメント^{語11)}

出典・参考

- ・他大学、企業等環境方針

<基本理念部分>

- ・国立大学法人の運営と経営－山形大学はどう変わるのか－
 (平成16年3月26日山形経済同友会 学長講演)
- ・学長マニフェスト (平成17年9月16日)
- ・国立大学法人山形大学中期目標・中期計画 (前文) 大学の理念

(山形大学環境宣言について)

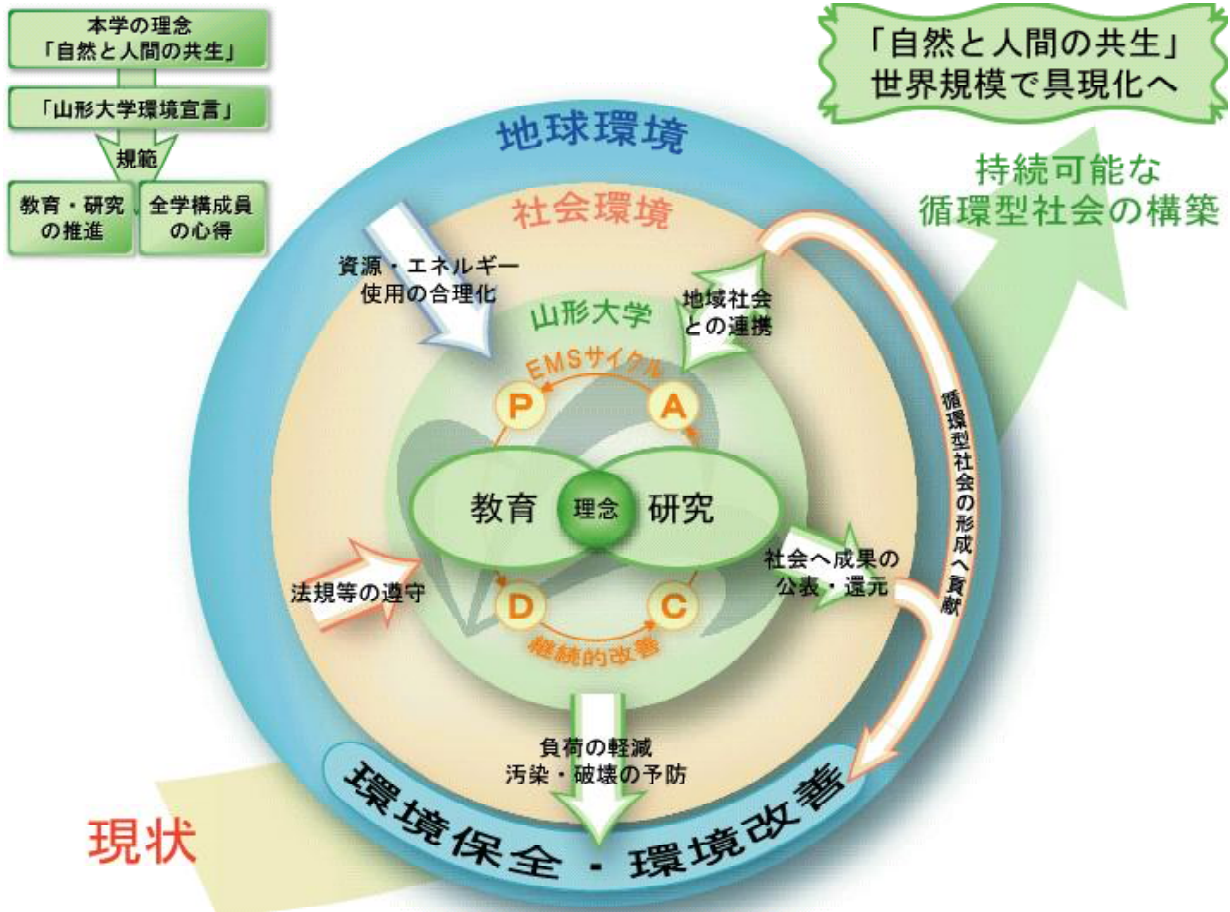


図3 「山形大学環境宣言」の位置付けとイメージ図

□ 検討の考え方・意見

- ・ 4～5年間程度は改訂しなくとも良いように、充実した特色のあるものとしたい。
- ・ 附属校園や学外者にも周知・理解を求めることが必要であり、解りやすく表現したい。
- ・ 「成果を公表」の記述は「基本理念」の部分に統一的に表記するものとし、個々の表現は簡潔明瞭としたい。
- ・ 基本方針の記載は、ステークホルダーへの誓約として、コンプライアンスを重視するのか、成果を重視するのか、また取組の方向性を示すものなのか等の判断を踏まえ、その記載序列に配慮を要する。(→資料4|他大学環境方針等参照)

4 答申② 環境報告書の記載事項

環境報告書の記載事項は、各種ガイドラインへの準拠が求められている。大学の本務であり評価対象と考えられる、教育・研究・社会貢献において、環境配慮へ資する取組など、本学独自の記載を充実させる必要がある。

1) 各種ガイドラインについて

法的には、環境報告書は、前述したように「環境負荷を数値的に記載した年次報告書」で良いが、環境省「環境報告書ガイドライン」では、その記載事項への準拠が望ましいとされ、努力義務が示されている。また「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン」、「環境会計ガイドライン」、「GRIサステナビリティガイドライン」等の環境報告書作成に関わるガイドラインもある。しかし、これらは、一般企業における環境報告書等作成の指標であり、教育・研究を旨とする大学の活動においては馴染まない部分も少なくない。このため、法では準拠を推奨するという表現に留まったと思われるが、各大学における記載内容に差異が生じやすく、独自性として評価の対象になる可能性が大きいと考えられる。

2) 本学の独自性

「環境報告書ガイドライン」に準拠する事項のうち、事業活動による環境負荷を低減する取組等は、大学間でほとんど差がないと思われる（方針の制定、取組体制、取組事項 - 省エネ活動、グリーン購入等）。しかし、「環境報告書ガイドライン」による記載項目のなかで、

- ・環境に配慮した新技術等の研究開発の状況
- ・製品・サービスのライフサイクルでの環境負荷の状況及びその低減対策
- ・社会的取組の状況

といった項目は、大学における記載事項として読み替えると、

- ・環境配慮に資する研究の状況
- ・学生を含めた全構成員の生涯に渡る環境負荷及びその低減対策
(環境配慮に資する教育・啓蒙)
- ・環境配慮に資する社会的取組の状況

として、教育・研究・社会貢献という大学の本務における環境配慮活動と捉えることができる。これらの記載項目や、その取組は、大学間の差異が最も顕著になる部分であると予想され、本学の独自性を確立するには、これら記載事項について、項目を立て、情報を収集すると共に継続的にその充実を図る必要があるだろう。

答申②

山形大学環境報告書
目次（骨子案）

はじめに

学長緒言

I 環境基本理念・基本方針

II 大学概要

教育研究組織図

教職員・学生数

III 環境配慮運営組織

IV 環境配慮活動計画

環境目標，実績

実施計画

V 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況

・総エネルギー投入量及びその低減対策

物質，エネルギー，水質資源，温室効果ガス，化学物質，廃棄物，グリーン購入等

VI 法令遵守状況

VII 環境配慮行動

環境配慮に資する**研究**

環境**教育**

教職員・学生の環境活動（**社会的取組**）

情報開示，環境コミュニケーションの状況

大学生協，財団等の活動

その他

この部分に大学の特色が現れる。
（研究・教育・社会活動）

結び

出典・参考

- ・「環境報告書ガイドライン」←法による準拠推奨
- ・各種ガイドライン
- ・他大学，企業等環境報告書

(環境報告書目次 (骨子案) について)

項目	内容
はじめに 学長緒言	本学では環境保全センター発行「環境保全」に同様の記載有り。
I 環境基本理念・基本方針	本答申書 答申①の「山形大学環境宣言」
II 大学概要 教育研究組織図 教職員・学生数	「山形大学概要」より抜粋
III 環境配慮運営組織	本答申書 答申③のEMS体制
IV 環境配慮活動計画 環境目標, 実績 実施計画	全学及び部局目標・計画等 (年度計画から抜粋?)
V 事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況 ・総エネルギー投入量及びその低減対策	光熱水量, 薬品使用量 (P R T Rによる?) 紙使用量, 廃棄物の量 (市への報告量?) 等 及びそれらの削減への取組 (リサイクル, 紙の電子化, グリーン購入の状況等含む)
VI 法令遵守状況	環境関連法規等一覧
VII 環境配慮行動	全学若しくは部局別に記載
環境配慮に資する 研究	代表数件の概要及び一覧
環境 教育	代表数件の概要及び一覧
教職員・学生の環境活動 (社会的取組)	代表数件の概要及び一覧
情報開示, 環境コミュニケーションの状況 (研究・教育・社会活動)	マスコミ媒体, HP, 広報誌等の関連記事 セミナー・シンポジウム等開催・参加状況等
大学生協, 財団等の活動	本学関係団体・企業の取組状況 (外注業者等の環境ISO, 実際の活動等)
その他	USRの視点から, 特にネガティブ情報等 (不祥事の経過と対応等)
結び	

表1 環境報告書記載項目と内容

□検討の考え方・意見

- ・ I の環境宣言は学長緒言の次 (骨子項目順) に位置付ける。
(→「福井大学環境報告書 2005」参照)

<提出された意見>

- ・ V に追加できるかも知れないものとして思いつくものは
 - ・ キャンパス内部の環境
例えば禁煙・分煙、構内交通安全、放置自転車の始末、ゴミの有無
 - ・ 資源のリサイクル
紙の裏面使用、卒業生の自転車等のお下がり推進
 - ・ 資源節約
省エネルギー、書類の電子化
- 全部一度に挙げると消化できないので年度計画として計画的に推進するのがよい。

- ・ VII の 環境配慮行動のサブタイトルに「大学生協、財団等の活動」欄がありますが、ここに加えて頂きたい施設等を挙げておきます。勿論、各施設等の同意と協力が必要でしょう。

附属病院・保健管理センター・附属図書館・地域協同研究センター・学術情報基盤センター
 遺伝子実験施設・留学生センター・教職研究総合センター・附属博物館・附属農場・附属演習林
 放射性同位元素総合実験室・環境保全センター・大学院VBL・知的財産本部
 高等教育研究企画センター・エリアキャンパスもがみ・バーチャル研究所・東京サテライト
 インフォメーションセンター・附属小学校、附属中学校、附属養護学校、附属幼稚園

- ・ VII の項目を、より具体的に想定した場合、大学関連組織として極めて重要な役割を担うものに、各学部OB会 (職員に方のOB会の存在?) を考慮に入れるべきであると考えます。

5 答申③ 体制の構築

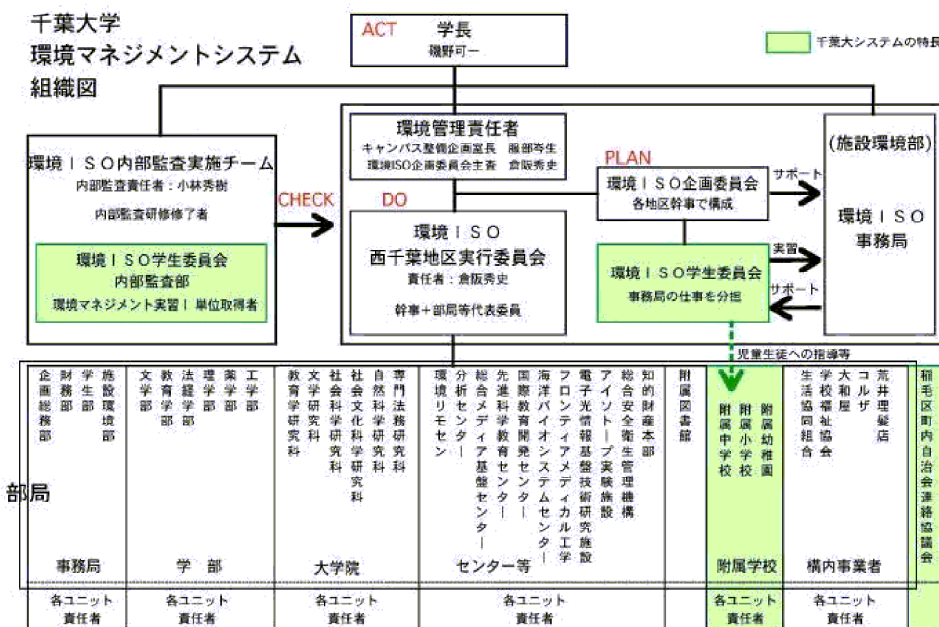
環境配慮に資する取組を充実するには、環境マネジメント推進体制の整備が必要である。しかし、安易に新たな委員会等を設置することは業務効率の低下を招き、望ましくない。本学の中期目標・中期計画及び年度計画には既に、環境配慮への取組が、計画・実施されていることを考慮し、これらに内包する形で、環境マネジメントシステムを組み込む方が、効率よく環境配慮へ取組むことができるであろう。

1) 環境マネジメントの体制について

事業活動において、環境負荷を低減する等、環境に配慮した取組を統括し管理・運用することを、一般的に「環境マネジメント」と呼ぶ。また、これを推進するための手法や制度を「環境マネジメントシステム」と呼ぶ。例えば、環境ISOの認証取得の際は、環境マネジメントを推進する体制（以下EMS（Environment Management System）体制という）の構築が必須であり、全組織的な体制による所謂PDCAサイクルによる継続的に改善可能なシステム整備が求められる。環境報告書作成においても、環境配慮に資する取組を充実する必要性を述べたが、このためには「山形大学環境宣言」を規範とするEMS体制が必要であろう。

2) 他大学・企業等の状況

環境報告書を既に作成・公表している大学では、環境ISO認証への取組の一環として行われており、EMS体制も当然構築されている。その形態は全学的な「環境委員会（名称は異なる場合もある。）」を組織し、学長を最高環境責任者、各部局等では学部長等を総括環境責任者等とし、これに加え、環境ISO学生委員会や内部監査機能を持つ組織を設置している。



部局とは、学部、大学院研究科、センター、附属学校などのレベルの管理単位を指します。ユニットとは、部局内に設けられた管理単位で、実験系は概ね研究室単位、非実験系は概ね学科単位で設けられています。

図4 千葉大学のEMS体制

環境ISO認証を取得していない企業においては、既存の委員会（労働安全委員会等）にEMS機能を付加し、あるいは通常の事業活動における役職に、環境責任者といった役割を与えてEMS体制を整備しているケースも見受けられる。

本学の実状や、取りまく状況を鑑みると、EMS体制のために新たな委員会等を設置することは、いたずらに業務効率を低下させるだけであり、慎重な検討が必要である。むしろ、既存の組織に役割を付加する形でのEMS体制整備が適当である。

3) EMS体制（案）

本学の中期目標・中期計画及び年度計画によれば、（前文）大学の基本的な目標—大学の理念が「*「自然と人間の共生」を21世紀のテーマとし教育・研究・地域貢献に真摯に取り組み次世代を担う人材の育成，知の探求・継承・発展，及び豊かな地域社会の実現に努め，もって人類全体の幸福と国際社会の平和的・持続的発展に貢献する。*」と示されている。

これは、環境配慮促進法の趣旨や環境報告書に求められている環境配慮に資する教育・研究・社会貢献と合致するものである。理念実現に向けた目標・計画にも、法の趣旨と合致する取組^{資5)}が計画されている。中期目標・中期計画及び年度計画は、これらが継続的に評価され見直されるローリングプランであり、内部監査を含めたPDCAサイクル的な管理・執行体制も整備されている。これらを考慮し、大学の理念及び前述の「山形大学環境宣言」を規範とし、中期目標・中期計画及び年度計画を管理・執行する機能を、現行の体制に内包した形を本学のEMS体制として提案する。

山形大学環境マネジメントシステム（EMS）体制（案）

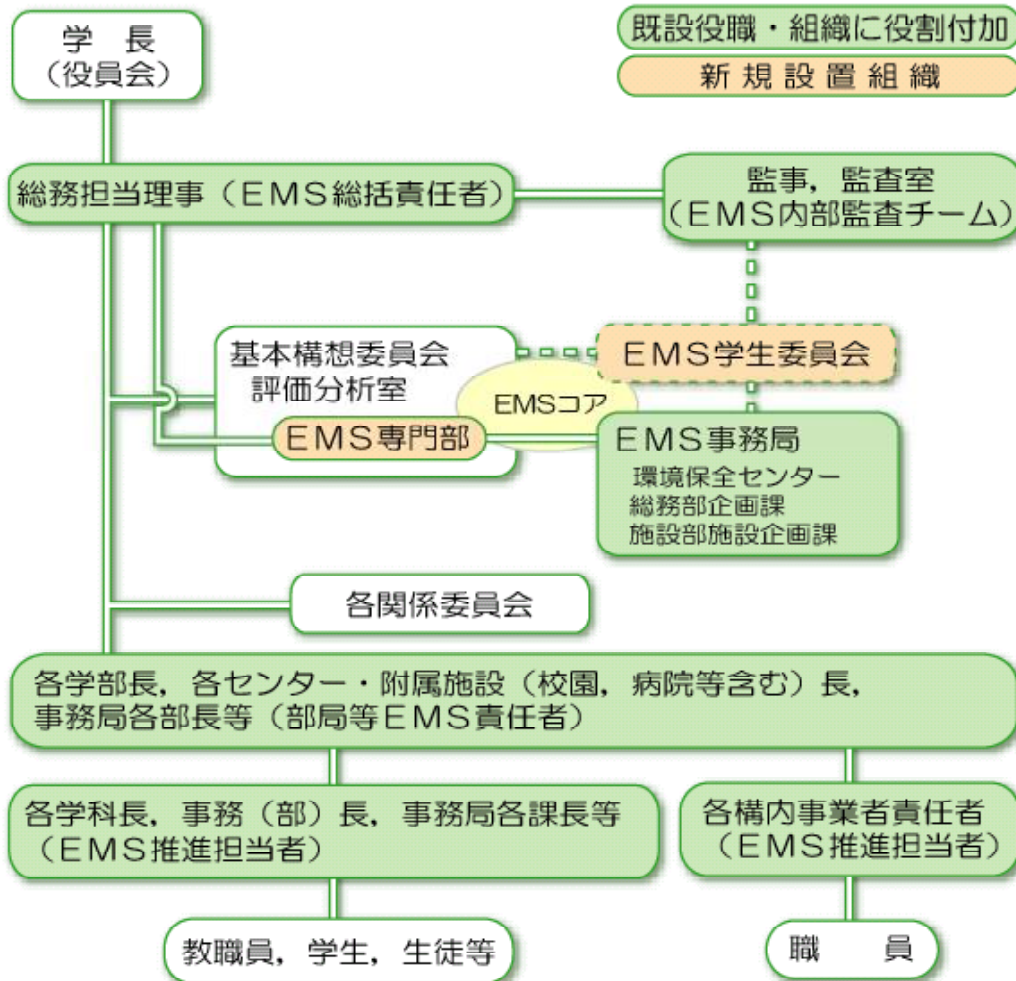


図5 EMS体制図

- 中期目標・中期計画・年度計画の管理執行体制内に体制構築。
- USRの観点から対応が多岐に渡る（教育・研究・社会連携・目標計画・評価・学内倫理・安全管理・広報・法務・情報公開等）ため，総括を総務担当理事とした。
- PDCAサイクルが可能な体制とし，各局面でのTOP-DOWNとBOTTOM-UPを併用。
- 「EMS専門部」「EMS事務局」「EMS学生委員会」が本体制の中核となる。
- EMS学生委員会の設置は環境ISOの教育プログラム化を視野に入れる場合

EMS専門部（常設）（案）

- 委員長：総務担当理事
委員：各学部長から推薦された教員 6名
環境保全センター長 1名
事務局各部長 4名
- 学長が定めた「山形大学環境宣言」に基づく
- 1) 目標・計画及び点検・評価の取りまとめ作業
 - 2) 環境報告書の取りまとめ作業

EMS体制のPDCAサイクル（案）

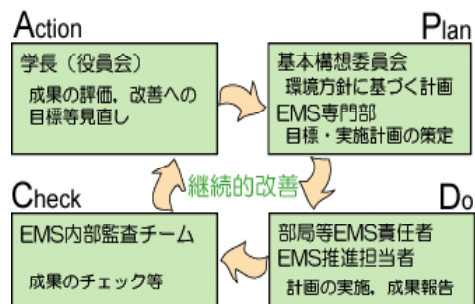


図6 PDCAサイクル図

(EMS体制(案)について)

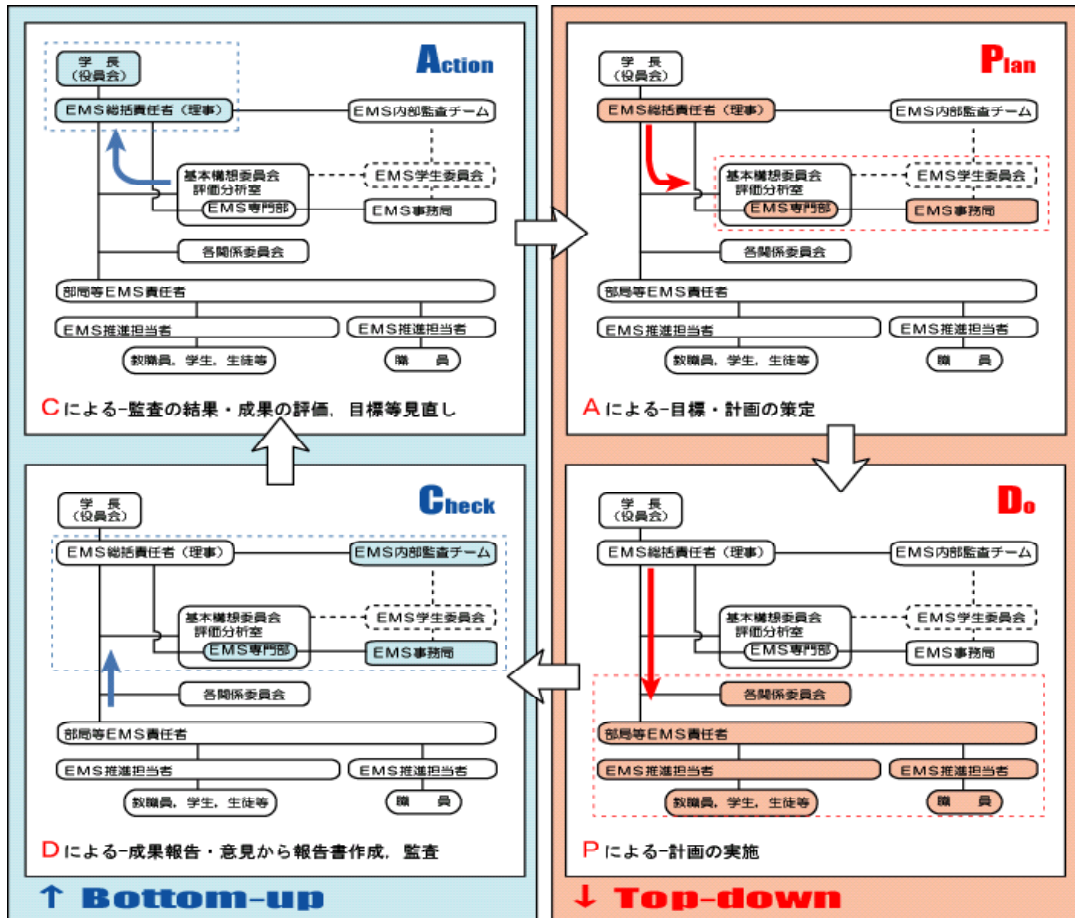


図7 PDCAサイクル各段階での作業フロー

□検討の考え方・意見

- ・環境配慮活動の特色であるPDCAサイクルにおいて、各局面でのボトムアップ（上図青）とトップダウン（上図赤）の両面での対応が必要。
- ・継続的（上層から現場までの各構成員が変化しても）な改善を可能とするために、体制の中核となる組織が必要。

〈提出された意見〉

・基本構想委員会の下の評価分析室の中の1つの専門部とする場合、本課題を年度計画に盛り込んで年度業務報告と同列に扱うべきである。

・本学の最大の欠点のひとつとして、（今回の環境配慮促進法も含めて）外部情報の入手の遅れと、情報入手後の対応の遅れの常態化があげられます。これらの改善策として以下のような提案をさせていただきます。EMS対応に関する全学におけるネットワーク化の徹底を想定した場合、従来の部局を単位としたネットワーク化だけでは不十分であり、各理事を起点とした職務分掌の観点からのネットワークを併存させ、『漏れ』のない体制を構築すべきと考えます。また、このネットワークにおいては、上から下への情報伝達だけでなく、下から上への伝達も徹底すべきであると考えます。

・第162回国会において「温室効果ガス算定・報告・公表制度」の導入を盛り込んだ「地球温暖化対策推進法改正法案」が可決・成立し6月17日に公布されました。温室効果ガスの排出量を集計し、事業年度毎に報告しなければなりません。大学に於いても、環境保全に関する業務は、ますます複雑多岐にわたり、諸分野の専門家から構成された組織を設置しなければ、今後の対応は不可能となるでしょう。「環境」と「安全」と「衛生」を総合的に管理する体制作りは、急務と考えております。

・組織が少し複雑に感じます。EMS専門部についてですが、これは従来の委員会と同様に各学部から委員を出す案になっておりますが、このような組織はトップダウン方式がとれる実務部隊の方が向いていると思います。具体的には、組織図の中のEMS事務局に置き換えて、それに理事が加わり、各部局にトップダウンで資料請求や改善要求を出せる実務重視の組織にしたいかがでしょうか。他の委員会と異なり、各学部や各事務局から委員を募り協議する必要は無いと存じます。

・安全衛生委員会では、Complianceの問題だが人手が足りず、必要最低限のこともできていないような状態である。本件も、これ以上の業務負担増加とらないようにしたい。

6 答申④ 各部局の独自性について

環境報告書には全学の取組を記載するが、各部局独自に、それぞれ特色ある取組も記載する必要がある。本答申では、各部局等より収集した部局独自の取組や事例等を別添として取り纏めた。環境報告書作成時に参考にして欲しい。各部局の独自項目に関する情報は、EMS実働体制下においてデータベース化され、教育・研究・社会貢献等の項目別に取り纏め、ステークホルダーによる開示・協力要請に際し即応できるよう備えておくべきである。

□検討の考え方・意見

・報告書には全ての施設・組織における取組を記載することはできないと思われるが、情報収集段階では全ての施設・組織を網羅すべきである。

□各取組，事例等

… 別添資料6参照

7 終わりに

環境ISO認証を取得した大学では、環境配慮促進法への義務的対応は既に為されていると言っている。しかし、環境ISO認証は、事業活動による直接的な環境負荷の低減が目的であり、環境配慮促進法の趣旨である環境配慮に資する教育・研究等の推進は、各大学それぞれの判断によっている。ISO認証については、品質管理ISO認証（ISO9000シリーズ）も含め、認証取得イコール企業等のブランドイメージ向上と言う風潮がある。官公庁がISO認証取得を入札参加条件としている場合があるためでもあるが、これを疑問視する声もある。本学での認証取得の是非も、費用対効果に基づく十分な検討がまず必要である。

本答申では、大学の社会的責任（USR）に基づき、環境報告書の作成に必要なEMS体制の整備を提案したが、今後USRの視点から環境報告書をUSR報告書や持続可能性報告書といった段階へ進展させていくには、一般企業でのCSR室やCSR部門と同様のUSR部門の設置が必要であろう。EMSをUSRと置き換えることでも可能だが、特にネガティブ情報の積極的な公表を図るためには、リスクマネジメントを統括する（危機管理室的な）機能も盛込まなければならないであろう。

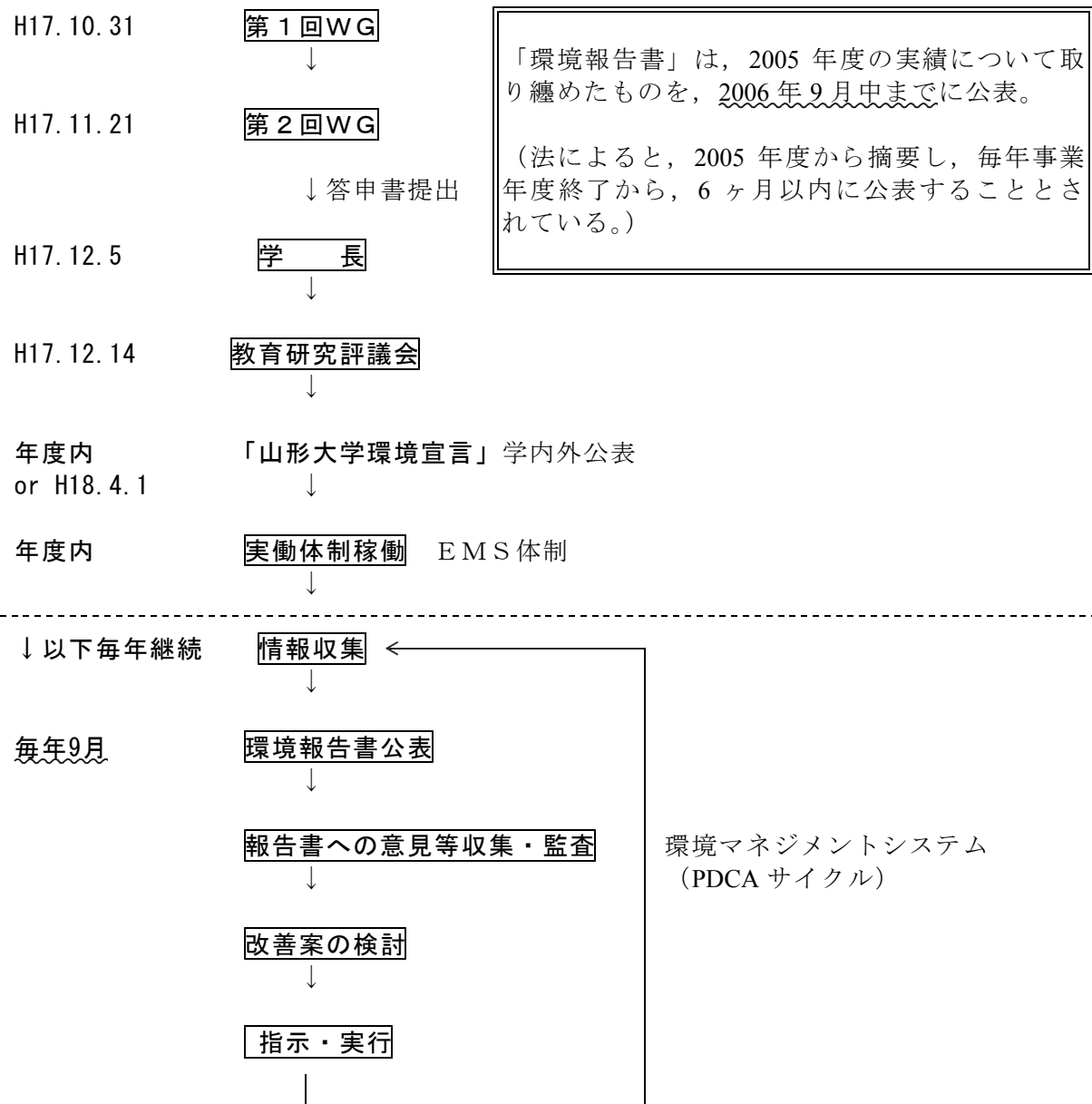
WGは、本答申が、本学の「持続可能性」を向上する一助となることを願っている。

WGの活動状況及び検討資料等は、下記アドレスのHP（学内限定）によりご覧になれます。

<http://kbweb.kj.yamagata-u.ac.jp/sisetu/EWG/EWG.html>

【学内のページ】 → 【施設部からのお知らせ】 → 【環境WG関連資料】

【今後のスケジュール案】



【環境関係用語解説】

参考「環境会計ガイドライン」等

1 「ステークホルダー」

利害関係者：環境への取組を含む事業活動全般に対して、直接的または間接的に利害関係のある組織や人物。

2 「環境への負荷」

人の活動が環境に与える影響のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、事業活動その他に人間の活動に伴って環境に加えられる影響であって、環境の良好な状態を維持する上での使用の原因となるおそれのあるものとしている。

3 「ネガティブ情報」

不祥事等の事業者にとって不利な情報。ステークホルダーが開示を求める情報であり、公開しないことはステークホルダーの利益を損なう可能性があるため、あえて積極的に公開することで共感を得るといった考え方がされている。

4 「サステナビリティ」： sustainability.

持続可能性：将来のニーズを損なうことなく、現在のニーズを満たすこと。環境問題においては、環境の維持若しくは、生態系を破壊せずに、長期にわたって人間の活動を継続できるようにすること。社会的公正・経済的繁栄・環境の質の向上の3つのバランスを保つことが重要とされている。

5 「環境報告書ランキング」

(株)トーマツ環境品質研究所HP

<http://www.teri.tohmatsu.co.jp/service/ems/achieve/rank02.html>

(環境WG関連資料HPからもリンク)

6 「各種ガイドライン」

環境省等が環境報告書の作成の指針として作成したもの。

「環境報告書ガイドライン」

「環境会計ガイドライン」

「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン」

「GRI サステナビリティガイドライン」等

(環境WG関連資料HPからもリンク)

7 「環境ISO」

国際標準化機構（ISO）が制定した経営管理組織や管理制度を規定する規格（マネジメント規格）のうち、環境マネジメント標準化のための規格（ISO14000 シリーズ）。ほかにも製品、サービス等の品質管理のためのマネジメント規格（ISO9000 シリーズ）といった規格も制定されている。

8 「循環型社会」

製品等が廃棄物となることが抑制され、循環資源となった場合には適正な循環利用が促進され、循環的利用が行われない場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り提言される社会。

(循環型社会形成推進基本法)

9 「環境保全」

環境負荷の発生の防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組をいう。

10 「環境改善」

悪化したと思われる環境及び現状の環境をより良くしようとする事。

11 「環境マネジメント」

事業者が自主的に環境保全等への取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

12 「PDCAサイクル」

典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）のプロセスを順に実施し、最後の改善を次の計画に結び付け、らせん状に品質の維持・向上や継続的な業務改善活動などを推進するマネジメント手法。

-後記-

本答申をまとめるに際し、WG代表者として、以下の通り私見を申し述べさせていただきます。

1. 10月31日の初会合以後、極めて短期間の答申取纏めに御協力いただいたWG委員の方々、とりわけ、草案から本答申に渡って文書・図解資料の作成に御尽力いただいた葛西氏に対して、心からお礼申し上げます。
2. これから本格的な活動に入る実働委員会に本答申を活用いただければ、WG委員会として嬉しいかぎりですが、加えて年度末までの3ヶ月という時間も活用いただければと願う次第です。
3. WG委員会構成員は、今後の実働委員会の活動に対し、時には良き理解者として、時には厳しい監視者として、協力を惜しまないと思います。
4. 山形大学を起点とした「環境」の持続的向上が実を結ぶとともに、広く社会に認知されることを心から祈念致します。

2005.12
WG代表

伊藤廣記

環境情報提供ワーキンググループ（仮称）委員名簿

（50音順）

（委員長） 理学部 伊藤 廣記

施設部 葛西 聖仁

理学部 加藤 良清

地域教育文化学部 加藤 良一

工学部 栗山 雅文

（副委員長） 環境保全センター 土橋 陸夫

医学部 藤井 聡

人文学部 星野 修

農学部 村山 哲也

（オブザーバー） 施設部長 遠藤 美絵子

施設部施設企画課長 東海林 文男

-謝辞-

本答申の作成にあたり、ご意見、ご協力等を賜りました本学教職員の皆様方に深く感謝申し上げます。また当WGの設置及び会議の開催等にご尽力、ご協力を賜りました総務部、施設部並びに各学部担当係の皆様方に深く感謝いたします。

平成 17 年 12 月 WG 委員一同